

感染症対策のための指針

(改定年月日：2022年10月26日)

社会福祉法人 手稲ロータス会
手稲ロータス指定居宅介護支援事業所

目 次

1	感染症対策に関する基本方針	1
2	注意すべき主な感染症	1
3	感染症発生時の対応に関する基本方針	1
4	感染症予防委員会の設置	2
5	職員研修に関する基本方針	2
6	利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針	2

感染症対策のための指針

1 感染症対策に関する基本方針

- (1) 手稲ロータス指定居宅介護支援事業所（以下、「当事業所」という。）は、感染症に対する抵抗力が低下している高齢者等や、認知機能が低下していることにより感染対策への協力が難しい高齢者等が、不特定多数の人と接触のある在宅で生活することから感染が広がりやすい環境にあることを認識しなければならない。
- (2) 感染者を完全になくすことは大変難しいことではあるが、感染しないために様々な対策を実施し、在宅生活における感染の被害を最小限にすることが求められる。
- (3) このような前提に立って、感染症を予防する体制を整備し、平常時から必要な対策を実施するとともに、感染症発生時には感染の拡大防止のため、迅速かつ適切な対応を図ることが必要となる。

2 注意すべき主な感染症

在宅生活において、予め対応策を検討しておくべき主な感染症として、以下のものが挙げられる。

- (1) 利用者及び職員にも感染が起こり、媒介者となりうる感染症
集団感染を起こす可能性がある感染症で、インフルエンザ、新型コロナウイルス、感染性胃腸炎（ノロウイルス感染症、腸管出血性大腸菌感染症等）、疥癬、結核等がある。
- (2) 健康な人に感染を起こすことは少ないが、感染抵抗性の低下した人に発生する感染症
集団感染の可能性のある感染症で、メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症（MRSA 感染症）、緑膿菌感染症等の薬剤耐性菌による感染症がある。
- (3) 血液、体液を介して感染する感染症
基本的には、集団感染に発展する可能性が少ない感染症で、肝炎（B型肝炎、C型肝炎）等がある。

3 感染症発生時の対応に関する基本方針

感染症が発生した場合、当事業所は、利用者の生命や身体に重大な影響が生じないよう、利用者の保護及び安全の確保等を最優先とする必要な措置を講じることに最善を尽くすことを基本方針として、迅速に次のことを行う。

- (1) 発生状況の把握
- (2) 感染拡大の防止
- (3) 医療措置
- (4) 関係機関との連携

4 感染症予防委員会の設置

- (1) 当事業所での感染症の発生を未然に防止するとともに、発生時における対応が迅速に行われ、かつ、利用者及び家族に最善の対応を提供することを目的として、感染症に係る管理体制を事業所全体で取り組むため、感染症予防委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。
- (2) 委員会は、当事業所の介護支援専門員で構成する。必要に応じ、同法人の他の事業所又は外部の感染管理等の専門家等に対して参画を要請する。
- (3) 委員会は、定期的（概ね6月に1回以上）に開催し、感染症の予防等の検討を行う。また、感染症発生時等において、必要に応じ、臨時委員会を開催する。
- (4) 感染症予防に関する措置を適切に実施するための担当者（感染対策担当者）を委員会に定める。
- (5) 委員会の役割は、次のとおりとする。
 - ア 感染対策の立案
 - イ 指針・マニュアル等の整備・更新
 - ウ 利用者及び職員の健康状態の把握
 - エ 感染症発生時の措置（対応・報告）
 - オ 感染対策に関する職員への啓蒙（周知・徹底）
 - カ 研修・教育計画の策定及び実施
 - キ 感染対策実施状況の把握と評価

5 職員研修に関する基本方針

- (1) 当事業所の職員に対し、感染症予防対策の基礎的内容等の知識の普及や啓発とともに、衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を目的とした「感染症の予防及び蔓延の防止のための研修」及び「訓練（シミュレーション）」を委員会の企画により、次のとおり実施する。
 - ア 新規採用者に対する研修
新規採用時に、感染対策の基礎に関する教育を行う。
 - イ 定期的研修
感染対策に関する定期的な研修を年2回（2回以上）実施する。
 - ウ 訓練（シミュレーション）
感染症が発生した場合に備えた訓練を年1回（1回以上）実施する。

6 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

この「感染症対策のための指針」は利用者及び家族等の求めに応じいつでも事業所内にて閲覧できるようにする。

附 則

この指針は、2022年10月26日から施行する。